

岩倉市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定による管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定の申請（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証

(2) 表明保証書（様式第1）

2 省令第1条の2第2項の計画作成都道府県知事等が不要と認める書類は、同条第1項各号に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請をした者又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。